

平成20年度第1回環境審議会 会議録

1 日 時

平成20年8月4日(月)午後2時から午後3時10分まで

2 場 所

中野市役所32号会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

宮川孝副会長、岡澤一雄委員、武田俊道委員、高坂光浩委員、山田彰一委員、出川政幸委員、今井多恵子委員、工藤二六子委員、小林充子委員、小林優子委員、高橋秀子委員

(2) 事務局

本藤くらしと文化部長、上條環境課長、関環境課長補佐、湯出川衛生係長、小林主査

4 傍聴者 なし

5 会議の内容

【環境課長補佐】本日は、暑い中、また週初め、月初めの大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。まだ若干お見えでない委員もおりますが、欠席のご連絡いただいた方もおりますし、定刻でございますので、ただいまより中野市環境審議会を開会させていただきます。

私、この4月から環境課の課長補佐を務めております関と申しますが、本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、くらしと文化部長からご挨拶を申し上げます。

【くらしと文化部長】皆様大変ご苦勞様でございます。いま補佐から話しがありましたように、暑い日が毎日続いております。また、大変お忙しいところ、ご出席をいただき賜りまして本当にありがとうございます。

前回の審議会におきましては、環境基本計画について、併せて飯山陸送における産業廃棄物の処分事業計画の変更についてご協議をいただいたところでございます。本当にありがとうございました。

本日でございますが、中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正について、ご審議をいただくこととなっております。この条例につきましては、市内の自然保護を目的に制定され、自然休養地などの地域指定を行いまして、その地域の開発行為に対して一定の規制を行ってきたところでございます。今回、その許可基準を改めたいと考えておりまして、環境審議会に諮問させていただいたと

ころでございます。委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。詳細につきましては、後程環境課長からご説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

【環境課長補佐】続きまして、会長からご挨拶をいただきたいところでございますが、本日は急な予定が入られたということで欠席の連絡をいただいております。

また、副会長でございますが、中野市衛生自治会の田中昭三委員におかれましては、衛生自治会の役員交代がございまして、改めて委員2名を委嘱させていただきまして、現段階では副会長は空席ということでございます。この後で副会長を選出していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、4月の人事異動により環境審議会を担当する環境課職員の異動がありましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

【環境課長】この4月から環境課長を命ぜられました上條でございます。いろいろお世話になりますが、よろしくお願いいいたします。

【環境課長補佐】先程から進行をさせていただいております、環境係長を兼ねて課長補佐の関でございますがよろしくお願いいいたします。

【衛生係長】衛生係長の湯出川と申します。よろしくお願いいいたします。

【環境課長補佐】それでは、会議に入る前に本会の成立について申し上げます。本日の出席者数は、委員20名中10名（これより遅れて1名出席）でございます。よって、中野市環境審議会条例第6条第2項の規定による定足数に達しており、会議は成立しておりますのでご報告申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきますが、会長、副会長が現段階ではおりませんので、副会長が決まるまでは暫定的に事務局で進めさせていただきます。それでは、部長お願いします。

【くらしと文化部長】それでは、役員が不在でございますので、私が進めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

会議事項の1でございますが、「副会長の互選について」を議題とさせていただきます。副会長は、環境審議会条例第5条第1項に規定によりまして委員の互選となっております。皆様方にお諮りをさせていただきたいと思いますが、どのようにしたらよろしいでございましょうか。

【委員】事務局に一任します。

【くらしと文化部長】いま委員から事務局に一任という声がかかりましたが、他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局案ということでご提案をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきたいと思います。

【環境課長】事務局案を提案させていただきます。副会長につきましては、今まで衛生自治会の代表の方をお願いしている経過がありますので、今回につきましても衛生自治会からご推薦がありました宮川孝委員をお願いしたいと思います。以上でございます。

【くらしと文化部長】ただいま、事務局の上條課長からご説明いたしました、副会

長には宮川委員にお願いしたいということでございます。皆様方いかがでしょうか。

異議なしの声あり。

【くらしと文化部長】異議なしということでございますので、副会長は宮川委員にお願いすることに決定させていただきたいと思っております。それでは宮川副会長、正面の席へ移動をお願いいたします。

【副会長】それでは、選出されました衛生自治会の宮川です。こういったことは不慣れで、皆様にご迷惑をおかけするかもしれませんが、皆様のご協力の中でスムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【環境課長補佐】ありがとうございました。以後の会議の進行につきましては副会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【副会長】それでは、座ったまま失礼いたします。

会議事項の2「中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

【環境課長】それでは、会議事項の2「中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について」事務局からご説明をいたします。

委員各位のお手元に資料が配布されているかと思っております。資料1と書かれています「中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について」、この1枚ものが主旨となっております。このほかに、条例案、それから新旧対照表がお手元に配られているかと思っております。この内容につきまして、私からご説明させていただきます。

今回の条例及び施行規則の一部改正の主旨についてですが、大きな主旨は2つございます。まず1つ目は、自然保護条例の第2条で規定していますその他開発地の規定及びその地域における開発行為の規制について削除するものでございます。現行の自然保護条例につきましては、中野市と豊田村の合併時に、両市村の協議によってそれぞれの市村で制定されていた自然保護条例を合体させた形となっております。自然休養地につきましては、その自然を特に保護していく必要があるものとして指定された地域であり、条例の新旧対照表、第2条の定義の第1項第1号の内容でございますが、合併前に両市村で指定されていた中野地域の牧の入地域と豊田地域の斑尾地域を合併後もそのまま指定しております。その他開発地につきましては、自然休養地を除く豊田地域全体を対象地域といたしまして、合併前の旧豊田村の条例で規定されていたまま現行の条例でも規定しております。豊田地域における開発行為につきましては、合併前も合併後も自然保護条例で一定の規制を行ってきたところであります。

旧豊田村の自然保護条例につきましては、自然を未永く保護していくため、規制要件は違うものの自然休養地とその他開発地とで旧村全体を対象として、開発行為に一定の規制を設ける必要があるとして制定された条例でございます。

それに対しまして、旧中野市の自然保護条例につきましては、自然保護が特に

必要な地域を指定してその地域内の開発行為を規制してきましたが、牧の入地域にある自然休養地以外の中野地域は都市計画課で所管している宅地開発等指導要綱で規制してきたところでございます。合併後におきましても、自然休養地を除く中野地域の開発行為は宅地開発等指導要綱で規制を行っております。

その他開発地の取扱いにつきまして、合併前の条例一本化の市村の協議におきまして削除の方向で検討されていましたが、合併という大きな事業の中でのタイトな、緻密なスケジュールの中で最終的な結論を出すことができず、合併後3年間で検討を行うこととされておりました。庁内で検討を行った結果、合併したにもかかわらず、地域によって同じ開発行為でもそれに対する規制の根拠が違うことは事業者等に説明がつかないとして、今回その他開発地に係る規定については削除する内容の条例改正で結果が出たということでございます。

次に、改正主旨の2つ目でございますが、地下水採取に係る規制についても自然保護条例からは削除する内容で改正を行いたいと考えております。地下水採取の規制につきましては、現行、中野地域は環境保全及び公害防止に関する条例により協議制で規制されている一方、豊田地域につきましては自然保護条例によりまして許可制または届出制で規制されております。これにつきましては、地域によって根拠となる条例、それから規制度合いが違うため、中野市環境保全及び公害防止に関する条例で全市を対象といたしまして許可制の形で統一的に規制していきたいと考えております。

なお、審議会への諮問につきましては、中野市環境審議会条例第2条第1項第4号で「中野市自然保護条例第6条第1項に規定する自然休養地の指定及び第10条第1項第3号に規定する規則に定める基準に関する事」は諮問事項となっております。新旧対照表のとおり、規則第6条第1号にあるその他開発地に係る文言を削除し、また第6号の「地下水の採取」について全て削除いたしますことから、今回の審議会に諮問させていただきました。

よろしくご審議の程お願いいたします。私からは以上でございます。

【副会長】ただいま事務局から説明がありました中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問を頂きたいと思っております。

【委員】若干諮問から外れたことも含みますが、疑問に感じていることで自然休養地という言葉ですが、これは一般的に使われている言葉でしょうか。条例の目的は自然の保護、保全だと思えますが、自然休養地という言葉から感じるイメージは、人が自然の中で安らぐための場所と捉えられるわけです。人のためのものではなく、自然そのものを保護しなければならないという観点からすれば、自然保護地域や自然保全区域とか、そういう言い方のほうが捉えやすいと前から感じていたのですが、自然休養地という言葉は一般的なものでしょうか。

あと、今回諮問の中で大幅な削除がありますが、削除ということから規制が弱まるのではないかと感じますが、そういうことはないのでしょうか。環境保全及び公害防止に関する条例で改めて規制をかけていくとのことですが、宅地開発等

指導要綱や環境保全及び公害防止に関する条例はどの程度の規制がかけられるのか、お答えいただきたいと思います。

【副会長】 それでは、事務局からご説明をお願いします。

【環境課長】 自然休養地の言葉ですが、たしかに委員がおっしゃる考え方もあるかと思いますが、この周辺の市町村も調べてみますと自然休養地という使い方もしておりますので、本市としましてもこの表現でやらせていただいております。

大幅に削除して規制が弱まるのではないかというご質問ですが、規制の部分は細かく条例の中で定めております。その他開発地は削除することになるのですが、どこで規制をかけていくかということになりますと、先程ご説明したとおり宅地開発等指導要綱、これは市で定めている要綱ですがこういったもの、それから県で定めています景観条例といったものもあります。これらも相当細かい部分で規制がかかるようになっております。それから、都市計画法でも土地の開発につきまして開発面積によって規制がかけられることになっております。ですから、その他開発地の部分を削除したからといって、即規制が弱まるということには繋がらないと私どもは考えております。

【委員】 自然休養地という言葉が近隣でも使われているということですが、先程と同じ意見ですが、自然休養地というどうしても人のための場所としてニュアンスが強くなります。そうではなくて、自然そのものを保護していかなければならないというニュアンスから自然保護区域とか自然保全地域という言葉に改めていただければと思います。

宅地開発等指導要綱で規制がかかるので一気に弱まることはないとのことですが、こちらの要綱ではどのような記述がなされているのか、どの程度の規制がかけられているのか教えていただきたい。

また、地下水についてはどんな規制に今後なっていくのか教えていただきたい。

【副会長】 事務局で説明をお願いします。

【環境課長】 宅地開発等指導要綱の具体的な規制の内容について説明させていただきます。まず土地関係になりますが、開発面積が1,500平方メートル以上の場合には協議が必要になります。また土地によっても異なってきますが、第1種特定工作物に供する土地の形質変更につきましては全て協議対象になります。あと、第2種特定工作物に供する土地の形質変更につきましては開発面積が5,000平方メートル以上は協議が必要となってくる。このほか、建築物につきましては、5戸以上または5区画以上の分譲住宅、10戸以上の集合住宅、こういったものの開発につきましても協議対象になります。

地下水の関係ですが、先程も言いましたが、自然保護条例につきましては豊田地域を対象としていますのでこれを削除しまして、環境保全及び公害防止に関する条例で一本化する方向で考えております。その許可を受けなければならない基準は3つあり、まず1つが井戸の深さが15メートルを超えるもの、それから揚水機の吐出口の断面積が15平方センチメートルを超えるもの、それから揚水量が1

日当たり100立方メートルを超えるもの、こういった基準がございます。

以上でございます。

【委員】その他開発地について協議制になるということですが、これまでは許可制だったのでしょうか。

【環境課長】その他開発地につきましては、条例から削除する形になります。今回の改正で。

【委員】旧条例では開発する場合は協議するという記述になっていましたか。

【環境課長】その他開発地につきましては現行許可制になっています。

【委員】今の説明だと、改正後、宅地開発等指導要綱で1,500平方メートル以上のものについて協議制になると聞こえたのですが。

【環境課長】要綱の範囲であれば協議制という形になります。

【委員】面積も1,500平方メートルということで若干広くなりますが、それは規制が弱まるということにはならないのですか。

【環境課長】たしかに面積が今までより広くなり、届出、許可とは意味合いが違いますが協議が必要になりますので、規制が弱くなるとは私どもは考えておりません。

【副会長】よろしいでしょうか。

自然休養地の字句の修正というのは、今回特に考えていないということではよろしいでしょうか。

【環境課長】この条例が最初に施行されてから20年近く経つ状況であります。市民の皆様は慣れ親しんでいただいている字句になりますので、字句はこのままでいきたいと考えております。

【副会長】どうぞ。

【委員】先の委員の心配ももっともだと思います。豊田地域の代表が私1人だけなのでいくつか質問をいたしますが、法律などの細かいところは読んでも頭に入らないので。

自然保護条例で決められていたにも係らず、自然保護の面だけを見ると、豊田村のときに飯山陸送の施設とか中電の鉄塔とか、できてもいいのかなと思える施設が結構できてきました。村で決めたことですから、行政は自然保護だけを考えているところではないと思うので。

山の天辺に鉄塔を建てていますが、そこを工事するために木を切って広い道を作って工事をしています。地元からは反対してはいけないと言われていますが、例えば道が良くなるという条件を言われて、地元は建てなければいけないのならばしょうがない、地元が有利になるのでしかたないって思っていますが、自然保護のことだけを考えれば、木を大幅に切るとか、80メートル以上の鉄塔が建つというのはこの条例に違反しないのか。

前の審議会でも飯山陸送の時間延長、地元とすればできれば無い方がいいと考えている人もいます。ですから心配な面もあって。

例えば、宅地開発等指導要綱で協議が必要というのは、自然保護のことも考え

た協議ですか。中電の鉄塔や飯山陸送の埋立地は条例に違反していなかったからできたのですか。条例はそんなに規制の力がないのかと疑問が湧きます。

それからもうひとつ、斑尾地域とはどの辺までなのか。斑尾高原カントリークラブってありますが、その辺も斑尾地域になるのかと考える人もいるかもしれません。斑尾地域は決まっていますか。

【環境課長】豊田地域の飯山陸送と鉄塔の関係になりますが、それは自然保護条例に基づいて許可申請をされており、また許可前に事前協議が必要な場合もあります。私どもも開発行為を極力抑えてもらいたいという主旨で協議をしていますが、いずれにしましても、条例の基準の範囲内で申請をしてきているということで、私どもは条例に基づいてその他開発地開発の許可を出しています。

斑尾地域の場所ですが、斑尾の湯、豊田スキー場、その周辺を指定しています。

【委員】すそ野の涌井とか親川とかまでは入らず、大池の周辺ということですか。

【環境課長】涌井とかまでは入りません。

【委員】今までは、自然保護条例で決められている事前協議を行って許可があったというお話しでしたが、今後そのような開発があったとき、環境課と協議ではなく、宅地開発等指導要綱の担当課との協議になるのですか。

【環境課長】宅地開発等指導要綱につきましては、都市計画課が主管となりますので、そちらとの協議になりますが、自然保護の観点がありますので、当然環境課への伺いはあります。

【委員】やはり弱まってしまうという感じは抜けません。産廃施設が8時間から24時間になる場合もここにかかけられたのですが、建てること自体は宅地開発等指導要綱でOKになって、環境に関することは審議会にかけられるのですか。

【環境課長】この審議会につきましては、諮問事項が条例によって決まっていますので、その決められた範囲になります。

いずれにしましても、今回の条例改正につきましては、先程もご説明しましたとおり、中野地域と豊田地域で、今まで条例等によって規制の対象が違っていたので、それを一本化しないと矛盾が生じてしまうということであり、規制が弱まるというご心配もあるかとは思いますが、当然協議がありますので、その段階で自然保護の観点から私どもで指導していきたいと考えています。

【副会長】よろしいでしょうか。他の委員から何かありましたら。どうぞ。

【委員】17年度の合併に伴う自然保護条例の改正の審議のときも委員として参加していましたが、そのとき旧豊田村全体がその他開発地として自然保護の規制があることを初めて知ってちょっと驚いたというか、村全体で自然保護の意識を持っていこうということで、中野市よりも進んでいると捉えたわけです。

旧豊田村と旧中野市とが条例的にずれがあるので、それを一定のものにするという主旨は賛成ですが、ではどちらに合わせるかということ、より自然保護を強めるような形に合わせて頂きたいと思います。そうした場合、私は、豊田村のように、全体に自然保護の網をかぶせた方が条例としてより良いものになるのではな

いかと思います。合わせるならむしろそちらに合わせて頂きたいと思います。

牧の入が自然休養地に指定されていますが、私が知っている限り、これまで2回審議会に諮問があったと思います。1つは携帯電話の中継塔の建設に当たってその高さが高いということで環境審議会にかかったと思います。もうひとつは空き缶リサイクル工場の建設に当たって土地の変更ということで。もしこれが牧の入だけじゃなくてもっと広いエリアに自然保護条例の網がかかっているならば、牧の入だけじゃなくて違うエリアに、携帯電話の中継塔が建つ場合、もっと頻りに審議する機会が出てくると思います。

ですから、もっと自然休養地の地域を増やしていくとか、その他開発地の面積を増やしていく、その方が自然保護の観点から見るとより良いものになっていくのではないかと思います。その点はどのようにお考えになっていますか。

【副会長】 それでは、事務局から回答をお願いします。

【環境課長】 自然休養地以外でそういった開発が行われる場合については、いろいろなご意見を伺いながら、その都度慎重に検討していかねばいけないと考えております。また、新たに自然休養地を指定することについても、検討していく必要があるのではないのかと考えております。

【委員】 指定区域を増やしていくことは検討していただきたいのです。その機会をいつ与えられるのか、どういうことをきっかけとして自然休養地の指定の見直しを役所の中で取り組んでいただけるのか。

折角、条例を見直そうということなので、今回いい機会だと思いたいますが、区域の見直しをやってもらうことはできないのですか。

【副会長】 それでは、事務局から回答をお願いします。

【環境課長】 自然休養地以外にも自然を守るべき地域はあるかと思います。そういうところを今後出していただきたいのですが、ただ、ここだけで決めてしまうわけにはいかないと思います。当然、地域住民の方々の意見も聞かないといけませんので、それも含めまして今後の検討ということで考えさせていただきたい。

【委員】 先程の質問の中で、合わせる基準を下げた基準ではなくて、より厳しい方向の基準に合わせるということはどのように考えていますか。

【環境課長】 現行のその他開発地の部分につきましても、既に宅地化されている部分もございます。こういったところを保護していくわけにはいかないということで、今回このような形で改正をしたいということでございます。

【委員】 よくわからなかったのですが、既に開発してしまった所を保護していくわけにはいかないとは、具体的に教えていただきたい。

【環境課長】 豊田地域は、自然休養地とその他開発地の2つに分かれますが、その他開発地の中に当然宅地としてもう人が住んでいるところがございます。そこも自然保護の名目で保護していくことができないということです。

【副会長】 どうぞ。

【委員】 先の委員が質問したのは合わせることについてですが、例えば地下水の採取

に係る規制の削除について、「地域によって根拠となる条例や規制の度合いが違うため」と書いてありますが、ならばより厳しくというか、許可制より協議制の方がみんなで協議するから厳しくなるのではないかと、だから厳しい協議制に統一した方がいいのではないかと、先の委員は質問したと私は聞いたのですが。今の答弁はちょっと違う観点かなと私は思ったのですが。

【環境課長補佐】ただいまの質問に対してですが。

まず、委員が最初に言われたのは、豊田地域に合わせればより厳しいからいいのではないかとということですが、豊田地域については自然休養地にはより厳しい網で、その他開発地は緩い網で、この条例で規制しています。中野地域については自然休養地だけをこの条例で規制して、その他の地域については他の条例等で規制しています。いずれにしろ、2つの枠組みがあるというのはご理解いただけたと思いますが、同じ中野市になりましたので、市内で整合させたいということがまず改正の1番の基にあります。緩くなる、ならないというのは面積の数値的なものはありますが、基本的にはそれぞれの条例等が代わったとしても規制等をかけていくことは継続したいということでもあります。

それから、地域の見直しというのは、先程申したとおり、今後地域の皆様なり、開発の度合いと申しますか、都市計画区域なり総合的にみないと一律にできないと思えますし、いままでの自然休養地という区分けは今回改正するものではありませんので、従前どおりのエリアが自然休養地になっています。

それと、先ほど委員がおっしゃった件ですが、協議と許可となりますと、協議というのは、こういうのをやりますよ、どうですかという相談をかけ、こう直してください、ああ直してくださいとお互い話し合いながら、特に問題がなければ事業が進みます。許可というのは、市の各部署でいいか悪いか、か×か、ダメなものはダメとなり、許可制の方が強い位置付けになっています。

いずれにしても、区域は色々な開発等を見ながら今後検討する必要がありますが、合併して3年経って同じ中野市になっても、同じ行為をするにしても中野地域と豊田地域で条例等の根拠が違うというのがまずい、2本立てをいつまでも続けるのはまずいというのが根底にありまして、緩くなるならないはメインとはならないのでご理解をいただきたいと思えます。

【副会長】よろしいですか。

【委員】宅地開発等指導要綱で網がかかることになるのだからいいのではないかといいお答えをいただいているのですが、宅地開発等指導要綱となるとどうしても自然保護の観点が出てしまうのではないかと心配があります。自然保護の観点から協議するような機会が必要ではないかと思えます。

そうした場合、自然休養地のエリアか、そうでないかの2者だけではなく、旧豊田村のようにもうひとつ中間の自然保護のエリア、3段階くらいに分けても、自然保護の観点からはいいのではないかと思えますが、どのようにお考えなのでしょうか。

他の市町村や都道府県だともう少しランクをつけていると思いますが、例えば特別に保護していかなければいけない特別地域とか、それほど必要ではないがやや保護していかなければいけない地域とか。

【くらしと文化部長】すみません、よろしいですか。

旧豊田村と旧中野市とでは他の法律の網のかけ方が違っていたのです。旧豊田村には都市計画法の網がかかっていなかったのです。旧中野市は都市計画法の網がかかっています。この法律だけでも違うわけです。その他色々な法律を照らし合わせていったときに旧豊田に旧中野を合わせることはできない、こういう状況が発生するわけです。仮に合わせたとしても、法律と条例でどちらが優先されるかということと法律が優先されるわけです、今の制度では。ですから、色々な法律等のことも考えると、委員がおっしゃるような旧豊田に旧中野を合わせることはできないという結論になります。

【委員】旧豊田に旧中野を合わせることはできなくて、旧中野に旧豊田を合わせることはできるということですか。

【くらしと文化部長】はい、できます。それで同じ市内で2つ存在してはいけないということで、統一的に1つにしましょうというのが今回の改正になります。

【副会長】よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】都市計画法では自然保護も考えてという内容はあるのでしょうか。

【くらしと文化部長】都市計画法でどちらの方向へ向っていきましょうというは、それぞれの自治体で決めるわけです。ですから、中野市は網をかけて市街化しましょうと、そういう方向に向いているわけです。

【環境課長補佐】今部長が申したとおりですが、当然都市計画課は都市計画法等に基づき手続きを進めますが、許可するにあたって、該当地に自然があれば、当然環境課に協議が来ますし、指導事項があれば示します。都市計画法もありますし、農地になれば農地法、農振法がありますが、それぞれ担当するところだけで終わりにはなりません。例えば、中野市の真ん中に都市計画法に基づく案件があったとして、自然も農地もなければそのまま進みますが、農地や自然があれば関係部署には協議があり、意見を言う場面が出てきます。

自然保護条例では自然休養地に特化して、スポットをあてるために区分を明確にさせていただきたいということでもあります。

それから、委員がおっしゃった、かつて係った案件については、継続するもので、環境審議会の意見が必要なものについては、改正されたから明日から関係ないとはなりませんので、ご理解いただきたいと思います。

【副会長】どうぞ。

【委員】先程のお話しの都市計画法ですが、たしかにもものすごく厳しく決まっていますよね、道路沿いの看板は何メートルとか。そのことを考えれば、その他開発地のことを一緒に考えなくても、そっちの規制がかかってくると思うので。地域差があってもいいのではないかと思います。

【副会長】他にあれば。よろしいですか。それでは、まとめてもよろしいですか。

それでは、ただいま各委員からいろいろな意見等をいただきましたが、最終的には原案どおり認めるとしてよいでしょうか。

異議なしの声あり。

異議なしの声がありましたので、原案どおり認めることといたします。

それから、各委員から出された意見を事務局でまとめていただき、私が入念にその内容を確認し、たまたま本日は原会長が欠席ですので、後日原会長と相談のうえ当審議会から答申したいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

異議なしの声がありましたので、答申書については、原会長と私が確認し、後日その写しを各委員に送付いたします。

他に事務局から何かありますか。よろしいですか。以上をもちまして、会議事項は終わらせていただきます。長時間にわたりご審議、ご協力ありがとうございました。

【環境課長補佐】宮川副会長には、会議の進行大変ありがとうございました。本日、事務局も若干説明不足な点もあったかもしれませんが、本日の審議会については記録をとったものを答申書にまとめさせていただきます。後日その写しを委員の皆様へ送付させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議事項のほかに、委員の皆様から何かありましたら承りたいと思いますが、何かありますでしょうか。特になければ、以上をもちまして、平成20年度第1回中野市環境審議会を閉会といたします。本日は、とても貴重なご意見等もいただき、本当にありがとうございました。